

1. 近年の地すべり・がけ崩れ発生状況

地すべり

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	備考
令和7年	1	0	2	5	1	0	0	6	8	1	2	0	26	
令和8年	0	0	1	0									1	4月8日現在
5カ年平均	1.8	0.4	3.4	5.8	1.6	0.2	0.4	2.2	2.4	2.8	1.4	1.2	23.8	R02~R06年

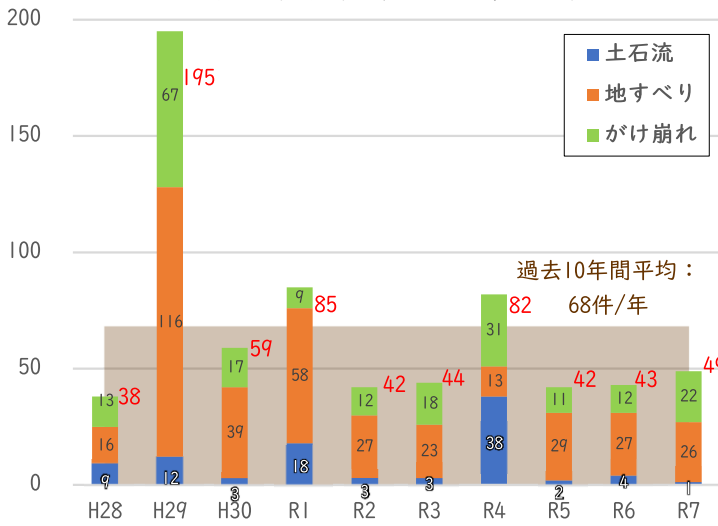
がけ崩れ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	備考
令和7年	0	0	0	2	2	0	0	12	5	1	0	0	22	
令和8年	1	0	1	0									2	4月8日現在
5カ年平均	2.2	0.2	0.2	1.0	0.8	0.0	3.0	7.6	1.4	0.6	0.2	1.6	23.8	R02~R06年

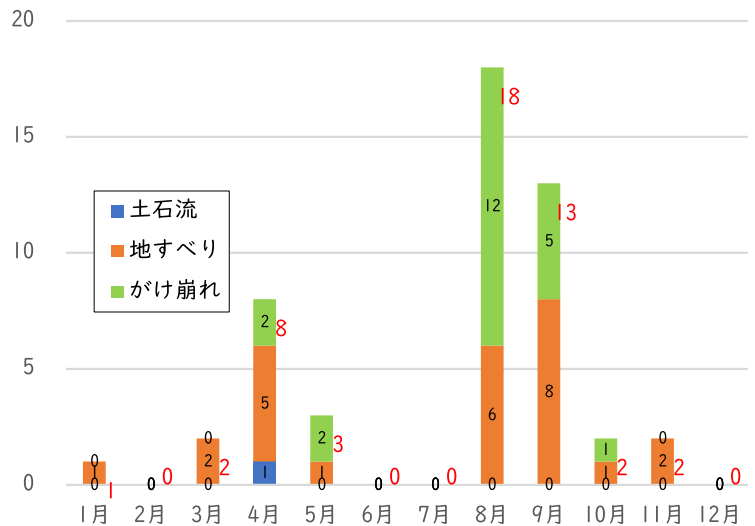
令和7年の主な土砂災害について

- 融雪に伴い、上中地域で8件の地すべりが発生
- 8/5~の佐渡・下越地域を中心とした豪雨災害
 - ・佐渡市で地すべり6件、がけ崩れ10件が発生
 - ・人的被害：なし
 - ・物的被害：人家1戸（一部損壊）、非住居1戸（一部損壊）
- その他の災害
 - ・9/2~の豪雨災害では、上越市で地すべり7件、がけ崩れ2件が発生したが、いずれも人的・物的被害なし。
 - ・9/7~の下越地域を中心とする豪雨災害では、新発田市でがけ崩れ2件が発生したが、人的・物的被害なし。

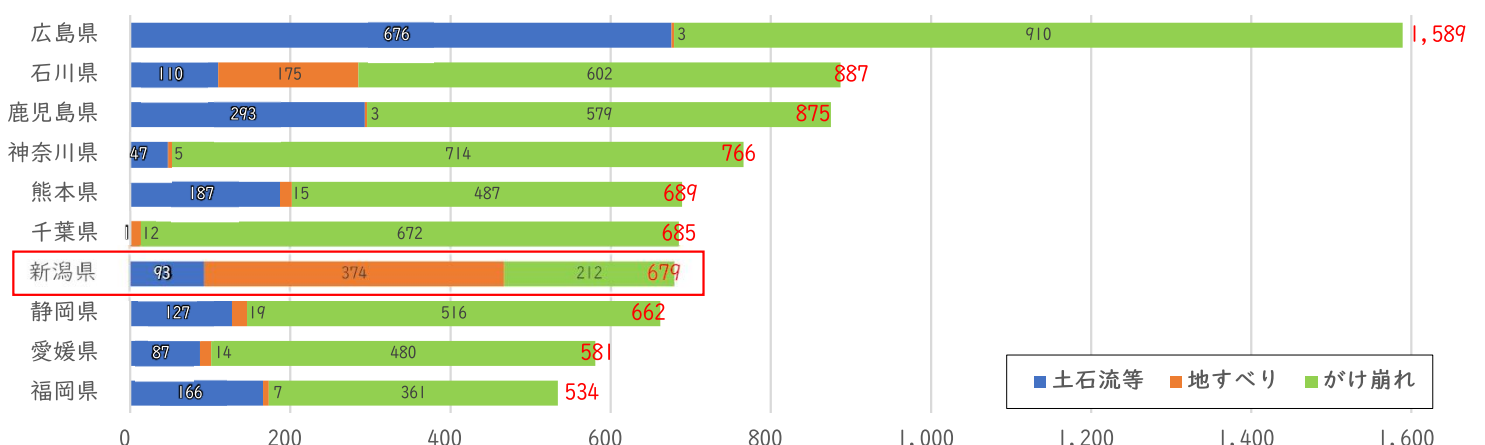
過去10年間 新潟県の土砂災害発生件数



令和7年の新潟県における月別土砂災害発生件数



過去10年間 全国の土砂災害発生件数TOP10



2. 砂防関係予算の概要

交付金・補助事業の予算と箇所数

事業名	R7 (単位: 百万円)			R8 (単位: 百万円)			対前年比 [B/A]	箇所数	
	R6補正	R7当初	計 [A]	R7補正	R8当初	計 [B]		R8	うち新規
砂防事業	356	239	595	302	267	569	0.96	13	0
	2,042	1,218	3,260	1,616	1,226	2,842	0.87	74	1
地すべり 対策事業	420	150	570	330	163	493	0.86	15	0
	1,520	623	2,143	1,326	610	1,936	0.90	75	1
急傾斜地崩 壊対策事業	130	36	166	113	149	262	1.58	10	1
	747	104	851	319	381	700	0.82	18	1
雪崩 対策事業	—	—	—	0	38	38	—	2	2
	0	225	225	0	106	106	0.47	3	2
ソフト 対策事業等	—	—	—	—	—	—	—		
	40	195	235	44	230	274	1.17		
合計	906	425	1,331	745	617	1,362	1.02		
	4,349	2,365	6,714	3,305	2,553	5,858	0.87		

※1: 国内示予算ベース(事務費・工雑抜き)

※2: 各欄の下段は全体額、上段はうち砂防メンテナンス事業を示す

砂防関係施設の整備方針

○重要な保全対象がある箇所

- ・多くの人家や重要な公共施設
- ・地域防災計画に示されている避難所
- ・自力での避難が困難な要配慮者利用施設

○災害フォロー箇所

- ・近年に土砂災害が発生し、引き続き対策が必要な箇所

○土砂災害発生の危険性が高い箇所

- ・土砂災害の兆候があり、地質・地形・湧水などの状況から土砂災害発生の危険性が高い箇所

(参考) 新潟県における令和7年度末時点の土砂災害警戒区域等の整備率

	土石流	地滑り	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域の整備率	26.7%	43.5%	24.1%
備考		治山・農地所管分除く	

集計対象は、土砂災害警戒区域のうち、

- ・人家5戸の区域
- ・人家4戸以下の区域のうち整備中または整備済みの区域

	雪崩危険箇所
危険箇所の整備率	7.2%
備考	保全人家5戸以上

3. 新潟県土木部社会資本維持管理計画

新潟県土木部社会資本維持管理計画改定概要

1 現行計画の概要と実施状況・評価

計画期間 令和3年度～令和7年度

■目的
土木部が管理する施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修が長期的な観点から行えるよう、「新潟県土木部社会資本維持管理計画」を策定した。
(平成26年6月策定、令和4年3月改定)

■施設の健全度の考え方

定期点検の結果から、施設の健全度を4段階に区分した。

判定	【健全】	【所見あり】	【要治療】	【危機】
状態	劣化等の損傷が認められない	軽微な劣化等の損傷が認められる	劣化等の損傷が認められる	重度の劣化等の損傷が認められる (要緊急対応)
損傷程度	無	小	中	大
施設機能	支障無し		支障が生じつつある	支障が生じている
支障発生の恐れ	無	小	中	大

■実施状況・評価

健全度区分が「要治療」「危機」の施設のうち、施設の重要度などから計画期間内で補修更新に着手が必要な施設数を目標値として定め、計画に取り組みこととした。

施設名	施設数	要治療	目標値	
①橋梁	3,942 橋	1,156	844	
②トンネル	204 か所	170	125	
③洞門(シェッド・シェルター)	400 か所	325	238	
④舗装	5,084 km	307	201	
⑤河川施設	堤防・護岸	1,324 km	227	217
	ポンプ・水門等	292 か所	59	59
⑥ダム	20 基	13	13	
⑦海岸保全施設	146 km	13	8	
⑧砂防関係施設	4,572 か所	※109	109	
⑨公営住宅	5,361 戸	2,895	1980	
⑩流域下水道施設	67 施設	25	25	
⑪都市公園(建築物)	75 施設	14	9	
⑫防災情報システム	336 局	34	34	

※ 土砂流出や土砂崩壊等を防ぐための主たる役割を持つ施設

達成見込

・全施設で
目標達成の見込み
・老朽化に起因する
重大事故はない

3 目指すべき姿

老朽化施設が増加する中においても、人命を守り、社会経済活動を止めない
着実な「老朽化対策の推進」による「安全・安心に暮らし続けられる新潟県」の実現

4 今後の取組の方向性

計画期間 令和8年度～令和12年度

<基本方針>

国の第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組を活用し、
優先度を踏まえ対策を着実に推進

■主な取組事項

I 重点的かつ集中的な補修更新の着実な推進

- 優先度(健全度・重要度)から生命・財産の確保の観点や生活上のリスクが高い老朽化施設を中心に、計画期間内に補修更新が必要な施設の重点的かつ集中的な補修更新を推進
- 他施設も劣化の進行を経過観察(監視)し、緊急度が高まった場合は優先度に応じて、補修更新に着手
- また、高度経済成長期に建設された施設が一旦に更新時期を迎えることから、老朽化した橋梁の更新を前倒しするなど、更新時期の平準化に努めていく

II 国の有利な財源等を活用し、必要な予算を優先的に確保

- 県財政の負担の少ない制度「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組等を活用し、老朽化対策に必要な予算を優先的に確保する。

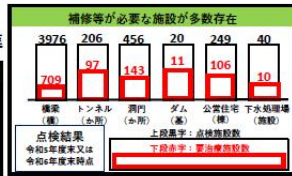
5 実施方針

- 各施設の健全度と重要度から優先度評価を行い、優先度の高い施設の補修更新に着手
- ①施設の重要度や機能喪失時の影響を踏まえ、要治療施設のうち特に優先度の高い施設については、計画期間内に全施設の補修更新に着手する
- ②他施設も監視(経過観察)により劣化の進行を把握し、緊急度が高まった際に優先度評価に応じて補修更新に着手する【随時実施】

施設名	点検施設数	施設数	判定【要治療】		
			うち、特に優先度の高い施設		
			【現況値】 (優先度高) 施設数(7)	【目標値】 令和12年度までに着手 施設数(4)	1/7
橋梁	3,976(橋)	709	495	495	100%
トンネル	206(か所)	97	97	97	100%
洞門(シェッド・シェルター)等	456(か所)	143	143	143	100%
舗装	5,084(km)	273	175	175	100%
河川(堤防・護岸等)	2,559(km)	486	415	415	100%
河川(ポンプ・水門等)	294(か所)	82	43	43	100%
ダム	20(基)	11	11	11	100%
海岸保全施設	286(km)	11	5	5	100%
砂防関係施設	5,723(か所)	543	59	59	100%
公営住宅	249(棟)	106	64	64	100%
流域下水道(管路)	267(km)	8	6	6	100%
流域下水道(処理場等)	40(施設)	10	10	10	100%
都市公園(建築物)	75(施設)	20	20	20	100%
防災情報システム	337(局)	47	47	47	100%

2 課題

- ・高齢化・老朽化施設の増加
- ・補修更新の必要な施設が多数残存
- ・公債費負担適正化計画もとの着実な対策の推進



(個別施設編)砂防関係施設編の概要

■砂防関係施設においては、健全度評価が要治療となっている施設のうち、以下に該当するものについて、重点的・集中的な補修更新等に着手

○砂防設備：

重要交通網等※にかかり50戸以上の人家を保全する砂防堰堤及び床固工

○地すべり防止施設：

重要交通網等※にかかり50戸以上の人家を保全する集水井工

○急傾斜地崩壊防止施設：

重要交通網等※にかかり20戸以上の人家を保全する
法枠工または待受擁壁工が存する急傾斜地崩壊危険区域

○雪崩防止施設：

重要交通網等※にかかり20戸以上の人家を保全する
施設が存する雪崩危険区域

※重要交通網等とは、1～3のいずれかに該当するものをいう

1. 河川

2. 重要交通網：JR、私鉄、高速道路、国道、都道府県道

3. 公共施設：役場、避難所、社会福祉施設、学校、医療機関

計画期間内着手目標の内訳

種別	施設数
砂防設備	4
地すべり防止施設	51
急傾斜地崩壊防止施設	3
雪崩防止施設	1
砂防関係施設計	59

■他施設も経過観察により劣化の進行を把握し、緊急度が高まった際に優先度に応じて補修更新等に着手

4. 令和7年採択の災害関連緊急地すべり対策事業

災関地すべり 部分採択

令和7年4月15日に新潟県妙高市で発生した土砂災害に対して 災害関連緊急地すべり対策事業を実施します

国土交通省砂防部
令和7年4月24日

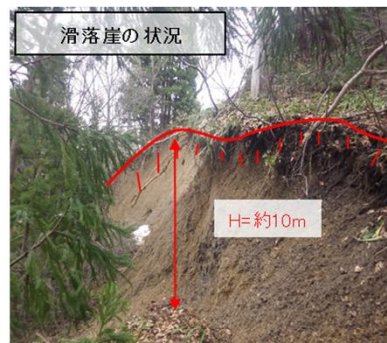
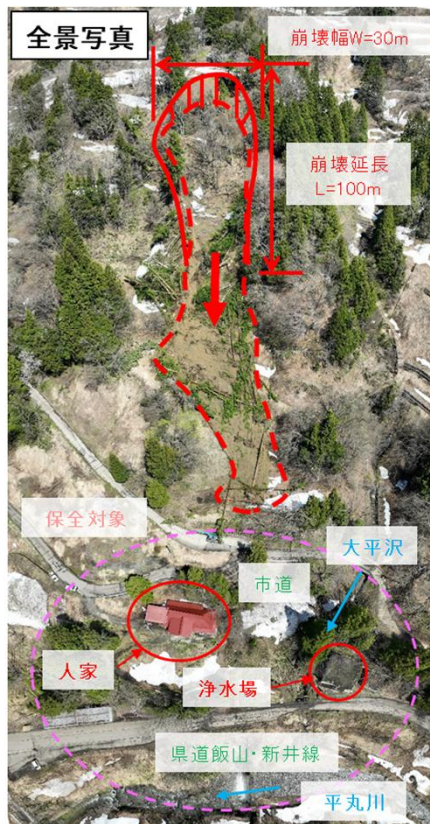
実施主体：新潟県

●平丸地区

(部分申請分事業費：約58百万円)



【平丸地区】
新潟県妙高市大字上平丸地内
・発生年月日：令和7年4月15日
・保全対象：県道、人家等
・崩壊規模：長さ100m、幅30m
・主な工法：大型土のう設置等
(応急対策)



災関地すべり 本採択

令和7年4月15日に新潟県妙高市で発生した土砂災害に対して 災害関連緊急地すべり対策事業を実施します

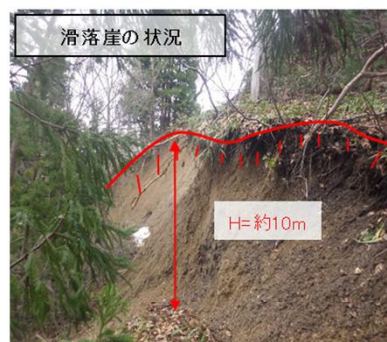
国土交通省砂防部
令和7年5月22日

実施主体：新潟県

●平丸地区(全体事業費：約203百万円(4月24日採択の部分申請約58百万円を含む))

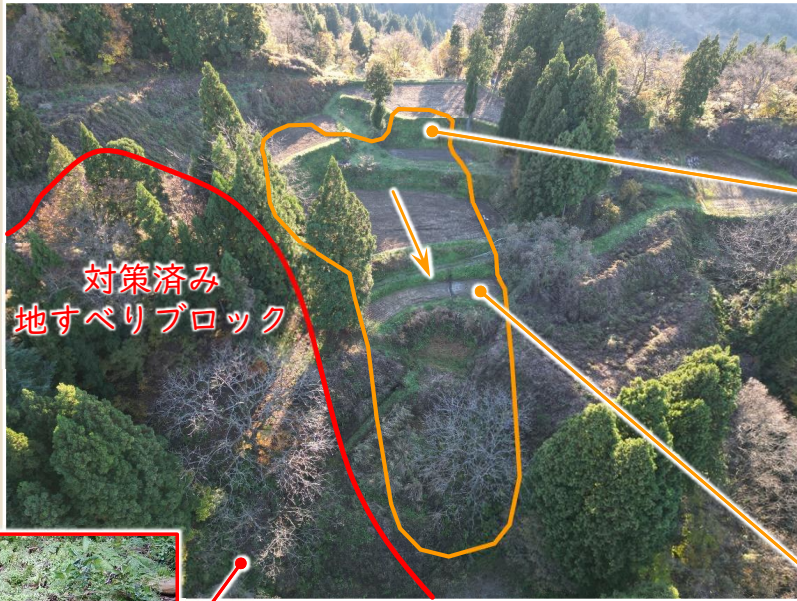


【平丸地区】
新潟県妙高市大字上平丸地内
・発生年月日：令和7年4月15日
・保全対象：県道、人家等
・崩壊規模：長さ100m、幅30m
・主な工法：横ボーリング工、土留工等
(4月24日採択の部分申請)
・主な工法：大型土のう設置等



5. 地すべり防止施設の施設効果

羽山地区 地すべり防止区域 (妙高市)



未対策箇所で地すべりが発生するも、隣接する対策済み箇所では被災なし (R6.11)

地すべり発生数と地すべり対策工施工推移

